

全国統一要求書にもとづき札幌市と交渉 市の仕事で働く労働者の労働条件改善を

7月7日、「全国統一要求書」にもとづく札幌市との交渉をおこない、森国委員長、宮澤書記長、河合建設部会長など8人が参加しました。札幌市からはあらかじめ文書回答があり、この日は項目を絞って雇用推進課・契約管理課・技術管理課の課長などとやりとりしました。

札幌市のシルバー人材センターの「業務拡大」では、雇用関係を結ぶ派遣労働者が766人おり、2019年度に転倒など16件の労災事故があったことが明らかにされました。

札幌市の業務委託では毎年賃金実態調査をおこなっており、今年度は工事についても初めて試行的に賃金実態調査をおこないますが、札幌地区労連などがおこなった清掃労働者のアンケート調査では一部を除いて最低賃金ぎりぎり働いていることを示し、「委託業務の最低制限価格が85%程度だとすれば、積算に使っている建築保全業務労務単価との差が大きい。調査するだけでなく賃金の改善をはかるべきだ」と求めました。また、工事の「元・下調査」で「相場よりよりも高い又は同程度の賃金を払っている」という選択肢を設けていることについて、「あくまで公共工事設計労務単価を基準に調査すべきだ」と調査内容の改善を求めました。

札幌市は建交労の要求を受けて、ホームページ上で法定福利費などをふくむ金額（参考値）を示して「設計労務単価には労働者の雇用に伴う必要経費分は含まれていない」ことを記載していますが、国土交通省と同じように「下請け代金に必要経費を計上しない、又は下請け代金から値引くことは不当行為である」ことも明記するよう求めました。また「ホームページに載せるだけでなく、下請け業者や労働者に文書やチラシなどで知らせることが必要だ」と重ねて求めました。

労働基準法改正で2019年4月から「年5日の有給休暇付与」が義務付けられましたが、市の「元・下調査」によれば下請けで84.1%が「取得させている」と回答していることについて、「元請けが有給休暇分を負担しなければ下請けが自腹を切ることになる。本当に付与されているのかどうか調べる必要がある」と指摘しました。

なお、札幌市が1000億円もかかる「都心アクセス道路」建設すすめるようとしていることについて、「コロナ禍で市の財政も大変な状況であり、これを中止してコロナ対策を強化すべきだ」と意見を述べました。

JR北海道のグループ会社に組合員

道労連の労働相談を通じてJR北海道のグループ会社に建交労の組合員が誕生しました。5月22日に「ホットライン」にJR北海道のグループ会社で働く「地域限定社員」から60歳定年後の再雇用問題についての相談が寄せられ、道労連の竹田事務局次長（建交労北海道鉄道本部委員長）が対応しました。すぐに面談して詳しい状況を聞き、雇用延長を希望する労働者への会社の対応の問題点と職場からの追い出しをもくろむ労働条件の提示について本人に説明しました。そして、定年退職日が迫っているので、早期解決には建交労鉄道本部に加入して早急に会社との話し合いをおこなうことが必要だと呼びかけたところ加入を決意しました。コロナ禍のもとで会社との話し合いは電話でおこない、会社は手続き上の不手際を認めたうえで「6月1日から嘱託社員として雇用を継続」すること、賃金形態は年俸制になるが制度改正により「前年より4万円を超える年収増」が示され、勤務場所は移動しますが無事に早期解決しました。この労働者は6月以降も新しい職場で元気に働き続けています。

竹田委員長は「今回の問題は氷山の一角で、JRグループ会社では色々な問題が山積していると思います。グループ会社みなさんに、困った時には迷わず『労働相談ホットライン』に電話をかけるなど、建交労を知ってもらい労働相談からの組織化にむけて奮闘します」と話しています。